

令和8年第4回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和8年4月30日（木）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和8年第4回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員17名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和8年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	東 穰	×	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	×
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○			
							出席	17名
							欠席	2名
							計	19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	○	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	×	6	山村 哲夫	○			
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	○			
14	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	○			
							出席	8名
							欠席	1名
							計	9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長				

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和8年第4回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、本年度、新たに金沢市農林水産局長に就任されました堀場局長にご出席をいただいておりますので、皆様へご挨拶いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
局長	(局長 あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>堀場農林水産局長におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。</p>
	(局長 退席)
事務局長	<p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、下村委員と、五坊委員</p>

	<p>を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和7年第10回総会及び令和8年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和7年第10回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、10月27日付けで知事あてに送付し、番号1は11月20日付、番号2は4月9日付で許可書を交付しております。</p> <p>次に、令和8年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請10件については、3月26日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、3月26日付けで知事あてに送付し、4月21日付で許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、3月26日付けで</p>

	<p>知事あてに送付し、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>非農地証明願 2 件については、3 月 26 日付で証明書を交付しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、3 月 26 日付けで金沢市長あて回答しております。</p> <p>なお、当該計画の認可は、4 月下旬の予定です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 ページから 2 ページです。</p> <p>今回、安原地区、潟津地区、辰巳地区から各 1 件、崎浦地区から 5 件、合計 8 件の申請がありました。</p> <p>番号 1 は、豊穂町の案件で、水稻の栽培を目的として新規に就農を開始するため、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号 2 は、大河端町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号 3 は大桑町の案件で、農業大学校の修了生である賃借人が、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号 4 及び番号 5 は、大桑町の案件で、果樹及び露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、賃借権を設定するものです。</p> <p>番号 6 及び番号 7 は、大桑町の案件で、自作地相互の交換</p>

	<p>のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号8は、上辰巳町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>以上、8件で、面積は合計8,593㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、小坂(千坂)地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、宮保町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p>

	<p>以上、1件で、面積は342㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、吉本委員から調査結果をご報告願います。</p>
吉本委員	<p>4月17日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の奥村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p> <p>今回、才郷地区から、1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、駒帰町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p>

	<p>以上、1件で、面積は合計45.61㎡です。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第3号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は5ページから13ページです。 本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。 利用権設定について、安原地区から1件、川北地区から2件、川北地区及び小坂(千坂)地区から1件、川北地区及び大場地区から1件、小坂地区及び小坂(千坂)地区から3件、小坂地区から1件、才田地区から1件、薬師谷地区から1件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が2年1か月、2年3か月、2年5か月、7年、10年の再設定が各1件、契約期間が5年の再設定が2件、契約期間が10年の再設定及び新規設定が1件、契約期間が10年の新規設定が1件</p>

	<p>で、使用貸借権を設定する、契約期間が9年7か月の新規設定が1件、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計67,942 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は14ページから24ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が7件で、面積は合計3,363 m²、第5条が30件で、面積は合計10,882 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条</p>

	第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は25ページから26ページです。</p> <p>届出件数は4件で、面積は合計3,062㎡です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は27ページから30ページです。</p> <p>届出件数は5件で、面積は合計15,293.14㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、31ページです。</p> <p>農地法第5条の制限除外について、届出件数は1件で、面積は1,194㎡のうち4㎡です。携帯電話基地局の敷地に転用する場合の例外規定に基づくものでもあります。</p>
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、事務局から報告願います。
事務局	報告第6号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、ご報告いたします。 議案書は、32 ページです。 あっせん活動の報告件数は1件で、適正なあっせん活動を通じて農地法第3条の許可書が交付され、報告事項のとおり売買が成立したことを報告いたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。

議案書は、1 ページから 4 ページです。

本件は、農業委員会法第37条等に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定のうえ、県知事への報告とともに公表する必要がある、お諮りするものです。

2 ページは、農業委員会の状況ですので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。

3 ページ及び 4 ページが農業委員会における最適化活動の目標となります。成果目標と活動目標があり、成果目標は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 項目があります。

農地の集積に関しては、令和 5 年度以降、「令和 8 年度に 80%」という目標を掲げてきました。しかし、現在の農地集積率は 57.7%で、この当初目標を達成することは困難であるため、今年度末における目標については、昨年度目標と同様の 30ha とし、年度末における集積率を 58.6%としてはどうかと考えております。また、次年度以降の長期的な目標につきましては、「金沢の農業と森づくりプラン 2030」に即し、より現実的な目標値と期限を設定していきたいと考えております。

次に、遊休農地の解消に関しては、現在、1 号遊休農地が 15.4ha あり、その内訳は、緑区分が 7.5ha、黄区分が 7.9ha となっています。

今年度の目標については、まず、令和 3 年度末時点での緑区分（草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地）の遊休農地 2.4ha を 5 年間で解消する必要があることから、5 分の 1 の 0.48ha が解消目標面積となります。

また、令和 3 年度末時点での黄区分（基盤整備等の実施により再生可能となる農地）の遊休農地 10.0ha については、解消に向け、県や J A、中間管理機構等団体と必要な情報交換等を行い、基盤整備事業等の進捗状況も踏まえ、解消に向けた工程表を策定したいと考えております。

そして、前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地解消目標ですが、新規発生分を全て次年度中に解消すべきとされており、これが解消目標面積となります。先だって利用状況調査の緑区分の結果を「47筆、3.0ha」と報告しましたが、現在、利用状況調査を集計中であり、機構に預けたいとの意向を示している約1.0haを目標としております。

4ページの、新規参入の促進ですが、現状については、記載のとおりです。

目標については、新規参入者への貸付等について所有者から同意を得て公表する農地面積を設定します。設定面積については、過去3か年度分の農地法と基盤法による権利移動面積で、このうち農地中間管理機構を通じたもの等を除いた平均面積の1割が目標面積となります。

3か年の平均面積が27.5haなので、目標面積は2.75haとなります。

続いて、活動目標です。最適化活動を行う日数目標については、昨年度の実績を踏まえ、14日/月にしたいと考えております。

次に、活動強化月間の設定目標ですが、毎年、三月以上を設定する必要があり、今年度は、9月～11月に、グループごとのタブレット端末の活用による農地利用状況調査を、2月に、戸別訪問等による農地利用意向調査を集中して実施することを目標としたいと考えております。

最後に、新規参入相談会への参加目標です。

新規参入の促進のための相談会に委員1名以上が参加することを目標とするもので、市内で開催されるハローワーク等の相談会の中から参加しやすいものを選び、1回参加することを目標としたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

小林副会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
小林副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
小林副会長	ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。 以上で、農政部門の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。

	それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会といたします。